

# 野田市ケアマネジメントに関する基本方針

(令和3年3月15日策定)

## 1 策定の趣旨

介護支援専門員は介護保険法並びに関係法令等を遵守し、制度全般の専門的な知識と利用者への深い理解により、自立支援・重度化防止に資することを目的としたケアマネジメントを行う必要があります。

この介護保険制度の根幹であるケアマネジメントのあり方を保険者と介護支援専門員で共有することを目的とし「野田市ケアマネジメントに関する基本方針」を策定しました。

居宅介護（介護予防）支援事業所におかれましては、本基本方針の内容を踏まえ、ケアマネジメントを実施していただきますようお願いします。

## 2 居宅介護支援に関する基本方針について

本市では、「野田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年6月29日）（野田市条例第24号）」及び「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日）（厚生省令第38号）」に基づき居宅介護支援に関する基本方針を別紙のとおり定めました。

## 3 介護予防支援に関する基本方針について

本市では、「野田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年3月31日）（野田市条例第13号）」及び「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日）（厚生労働省令第37号）」に基づき介護予防支援に関する基本方針を別紙のとおり定めました。

## 居宅介護支援に関する基本方針

- 1 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮します。
- 2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に依りて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めます。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。

## 介護予防支援に関する基本方針

- 1 指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮します。
- 2 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に  
応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成す  
るために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多  
様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の  
意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介  
護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者等に不当に偏  
することのないよう、公正中立に行います。
- 4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援セン  
ター、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2第1項に規定す  
る老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業  
者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法  
律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定  
相談支援事業者を含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めます。
- 5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要  
な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講  
じます。
- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、介護  
保険法(平成9年12月17日法律第123号)第118条の2第1項に規定す  
る介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努め  
ます。